

審議会等の名称

伊勢崎市特別職報酬等審議会（休止中）

機関の概要

設置年月日	平成17年1月1日		
設置の根拠法令等	伊勢崎市特別職報酬等審議会条例		
設置目的 (所掌事務)	市長は、議会の議員の議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該議員報酬等の額について、審議会の意見を聴くものとする。		
委員任期			
委員数		うち女性人数	
委員のうち 公募委員の数		公募委員のうち 女性人数	
会議の公開		公開しない理由	
議事録の公表		公表しない理由	
委員名簿の公表		公表しない理由	
所管課（事務局）	総務部職員課		